

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年1月27日から令和2年2月14日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部 都市計画課、公園緑地課、建築課

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和元年12月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 都市計画課

ア 屋外広告物表示等許可に関する事務において、更新許可の申請は許可期間満了の10日前まで行わなければならないが、満了後の申請を受け付けているものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。 【同施行規則第3条第1項】

イ 情報セキュリティ事務において、USBメモリ等外部記憶媒体使用記録簿が作成されていなかった。情報セキュリティポリシーに基づき定められた取扱い手順を十分確認し、適正な事務を遂行されたい。 【USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順】

(2) 公園緑地課

ア 契約事務において、道路公園等維持管理業務契約約款で定められた業務計画書の提出がないものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。【道路公園等維持管理業務契約約款第8条】

イ 都市緑化推進事業補助金交付事務において、補助対象者の市税の滞納の有無を確認

していないものが散見された。都市緑化推進事業補助金交付要綱により、適正な事務を遂行されたい。 【都市緑化推進事業補助金交付要綱第4条】

ウ 行政財産目的外使用料について、使用期間を平成30年4月1日から2年間としたにも関わらず、調定していないものがあつた。予算決算会計規則により、基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。 【予算決算会計規則第26条】

エ 情報セキュリティ事務において、USBメモリ等外部記憶媒体使用記録簿が作成されていなかった。情報セキュリティポリシーに基づき定められた取扱い手順を十分確認し、適正な事務を遂行されたい。 【USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順】

(3) 建築課

なし